

高松家庭裁判所委員会（第13回）議事概要

1 日時

平成22年6月17日（木）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

大前良子，岡原剛，川池陽子，中川弘之，樋口清子，藤目真皓，水沼祐治，溝内靖晃，吉波佳希

(2) 事務担当者

山本首席家庭裁判所調査官，岩武次席家庭裁判所調査官，井上首席書記官，高田事務局長，小西総務課長，矢野総務課課長補佐

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 新任の大前良子委員，岡原剛委員，川池陽子委員，水沼祐治委員及び溝内靖晃委員を小西総務課長が紹介した。

(3) 委員長選出

委員の多数意見により，岡原委員が委員長に選出された。

(4) 本日のテーマ「少年事件における保護的措置について」に関する協議

ア 家庭裁判所の行う保護的措置について，岩武次席家庭裁判所調査官が次のとおり説明した。

【説明の概要】

初めに，少年審判の目的や手続について説明する。家庭裁判所は，非行を犯した少年に対し，健全育成や再非行防止を目的として，少年の調査，審判を行い，処分を決定する。調査では，家庭裁判所調査官が心理学，社会学，教育学といった行動科学の専門知識を活かして，非行の原因や少年の抱える問題を明らかにする。審判では，裁判官が非行事実の有無を確認して，非行の内容や少年の抱える問題点に応じた適切な処分を選択する。処分の中心は，非行を犯した少年を矯正して再び非行を起こさないようにするために行う保護処分で，それには，少年院送致，保護観察，児童自立支援施設等送致がある。刑事裁判による処罰が相当と認められる場合は，検察官送致決定により事件を検察庁に戻すこともある。このような処分などに付されなかった少年は，不処分や審判不開始で終結することになる。不処分や審判不開始については，その名称から受ける印象で，安易で形式的な処理であるかのように誤解されることがある。しかし，実際は，刑事法学者の松尾浩也博士が例えば「審判終結決定」等と呼んではどうかと提案されているように，刑事裁判の無罪に当たる「非行なし不処分・不開始」等の一部の事件を除いては，家庭裁判所は種々の保護的措置（教育的措置）を少年に施している。つまり，家庭裁判所は，非行を犯して保護処分や検察官送致決定に至らなかった少年に

対しても、少年の調査や審判の過程を通じて、様々な方法で教育的な措置をとっている。また、少年の保護者に対しても、保護者に対する措置と呼ばれる、少年への指導力を発揮できるように指導している。少年が、自分の起こした非行を深く反省して立ち直るためには、家庭裁判所が、個々の少年や家族が抱える問題を見極め、適切なタイミングでの確かな指導を行うことが重要になる。

次に、どのような保護的措置（教育的措置）があるのか、ここ数年、新たに取り組むようになった措置を中心に紹介する。第一に、無職の少年に対する就労支援を考える措置がある。各種研究論文が、無職状態は再非行のリスクが高いと指摘しているように、再非行防止に向けて少年の生活面や環境面の改善を行い、就労へ導く態勢作りが必要になる。具体的には、県下のサポートステーションやハローワークと連携して就労を支援しており、新たに、香川県調理師斡旋協会とも連携を結んだ。このような措置は、少年院や保護観察所でも行われている。第二に、少年の発達段階に応じて体験型の保護的措置を実施している。具体的には、贖罪教育や社会的な視点を広げる目的から社会奉仕活動型の活動を実施したり、対人関係が未熟で自信が乏しい少年には相手に喜んでもらえる体験を通じて自尊感情を高めたり、少年のスキルを高める端緒として保育園での保育援助や老人福祉施設等での介護援助などの対人援助活動を実施している。第三に、医学的指導の必要性に応じて、精神科医や看護師による保健指導を実施している。生活の乱れ、薬物使用、性の乱れなどが体に及ぼす影響を理解させて、少年が良い方向へ向かうことを促している。第四に、授業について行けず高校受験等の目標が持てない中学生を主な対象とする学習支援がある。具体的には、大学生の学習ボランティアに継続して勉強を教えてもらっている。投げやりであった少年が、ボランティアの暖かく粘り強い指導によって、高校受験等の目標を持って登校して、生活面も安定化したケースが多く見られる。

紹介した保護的措置は体験型のものが多いが、これらが必要となっている背景として、第一に、少年の変化がある。最近の少年は共感性が乏しい、人間関係が希薄である、じっくり考えることが苦手であるなどと指摘されており、このような少年に対しては、言葉による働き掛けだけではなく、実感を持たせるような工夫が必要である。第二に、社会の変化がある。昨今、治安問題や少年審判への感心が非常に高まっている。非行を起こした少年の立ち直りには、社会から少年が真に反省したと認められ社会の一員として受け入れてもらえることが不可欠で、そのためには、家庭裁判所においても、社会に対し理解が得られる説明ができ、その効果について納得が得られやすい措置が必要となっている。こうした背景の基、非行の再発防止のためには少年に対し責任を自覚させることや、地域社会と連携した働きかけを行うことが重要と考えられる。

次に、社会奉仕活動について紹介する。社会奉仕活動は、対人援助型と社会参加型に大きく分けられる。対人援助型は、少年を老人福祉施設での介護

補助や保育園での補助に従事させる形態をいう。この措置の目的は、高齢者や乳幼児の世話をすることを通して、他人を大切にすることや思いやりの心を育ませることにある。また、それまで体験したことのない世界から自分を見つめ直させたり、高齢者から感謝の言葉を掛けてもらうことで自分を大切にすることを育むことも期待できる。社会参加型は、地域への奉仕活動に少年を参加させる形態をいう。地域清掃活動を通じて、公共心や規範意識が育成されるほか、社会の一員としての自覚が深まる。また、結果が目に見える活動だけに自尊感情の向上も期待される。どの保護的措置も同様であるが、少年が無理矢理このような活動に参加させられたと思うようであれば効果は乏しい。家庭裁判所は、少年と接する時間が一番長い家庭裁判所調査官が、面接の中で、非行を行った少年自身の問題点や課題を少年や保護者と共に振り返り、少年や保護者自身が、自発的に問題点や課題を解決する為の第一歩として、体験学習に参加しようと動き出すことで効果は倍増する。その為、家庭裁判所調査官は必要に応じて面接を繰り返し、少年自身の戸惑いや疑問を一緒に考えていくことになる。老人福祉施設での社会奉仕活動に参加した少年の例であるが、傷害事件を起こしたある少年は、ひたむきに働く施設の人の姿を見て、自分も人の役に立つことをしたいと感じるようになったこと、今まで周囲に与えてきた迷惑にも目を向けるようになり、活動終了後、母親と一緒に被害者のもとへ謝罪に向くまでに変化した。また、保育園での社会奉仕活動に参加したある女子少年は、自分自身を見つめ直す機会を得たようである。この少年は、自身の母子関係に傷つき、親から見捨てられたとの思いを持っていたが、施設に預けられた乳児の境遇を思い巡らし、心に感じ入るうちに、自分自身を大切にすることを持つようになったとのことである。別の男子少年は、これまで人から頼りにされたり、人に役だったとの体験が乏しく、自信が持てないでいたが、保育園で園児から、「お兄ちゃん、お兄ちゃん」と慕われて、少年が抱っこをしてあげたり、一緒に駆けっこや鬼ごっこをすると、園児達が非常に喜んで、更には保護者からも感謝されて自分に自信がついたと嬉しそうに語っていた。社会参加型は、一般のボランティアの方と共に活動することを通じて、社会の一員としての自覚が深められるなど、地域社会との連携が非常に重要である。高松家庭裁判所に協力をいただいているNPO法人の人は、少年の健全育成に関心が高く、県下の青少年のために少しでもお役に立てればとの姿勢で協力してくれている。

次に、「万引き被害を考える講習」を紹介する。窃盗罪の説明、少年事件の流れ、非行の三責任（刑事責任、民事責任、社会的責任）、万引きをした自分の気持ちの振り返り、与えた影響、被害者について考える等のプログラムを実施する。被害者について考えるプログラムでは、被害者の視点からの講話として、ゲストスピーカーにコンビニの売り場担当者などに来てもらい、例えば、商品を1個万引きされるとその損失を取り戻すために何個売らなければならないかとか、店舗契約にもよるが万引きの被害額が店長の収入に直結するといった経済的な実態を、講師の実体験をもとに説明してもらって

る。また、社会人としてコンビニで働いた場合、商品を売るための仕入れから棚出しまで、顧客のニーズに応じてどれ程きめ細かく配慮しているかなどの苦労話や、社会人としての心構えなども話してもらっている。被害者の生の声に接することは、少年に大きなインパクトを与えており、少年は背筋を伸ばして講話に聞き入っている。最後に、少年と保護者にそれぞれ振り返りのための作文を書かせている。調査の段階に比べ、被害者について考えるプログラムの後には、少年に大きな変化が認められる。例えば、「被害者の心情はどのようなものか。」との問いに対して、調査段階では、「むかつく。腹が立つ。」等の自分たちの抱く感情の範囲でしか考えられなかった少年が、「苦労して仕入れ、時間を掛けて店頭に並べた商品なのに、気楽な気持ちで盗まれ、空しいと思っっていると思う。」とか「弁償したから責任は果たしたと思っっていたが、勘違いに気付いた。」、「お客と店主は信頼関係で結ばれているのに、それを破ったことは、お金と時間だけでなく心にも損害を与えてしまった。」等と、被害者の心情に具体的に思い至るようになる。保護者についても、「今まで息子のことばかり考えていたが、初めて被害に遭った店の人の話を聞いてびっくりした。」、「店の人の大変さが分かった、被害者のことを先に考えるべきだったと反省した。」等の感想が聞かれ、被害者の存在を強く意識するようになったことが分かる。

最後に、「試験観察」及び「補導委託」について紹介する。試験観察は、少年法25条に定められている制度である。調査の結果、最終処分を留保して、しばらく少年が社会内で立ち直ることができるかどうか様子を見るのが相当だと考えられた場合、家庭裁判所調査官の観察に付す手続をいう。家庭裁判所調査官は、少年に助言や指導を与えながら、少年が自分の問題点を改善しようとしているかといった視点で観察を続ける。この観察の結果等も踏まえて、裁判官が最終的な処分を決めることになる。試験観察には、自宅で生活することを前提に少年の様子を見る在宅試験観察、自宅で生活しつつ家庭裁判所が指定する職場や施設で働いたり活動してもらう通所型「補導委託」、更には、自宅を出て家庭裁判所が指定する場所で住み込み就職をしてもらい観察する「身柄付き補導委託」と呼ばれるものがある。今日は、身柄付き補導委託について説明する。これは、民間ボランティアの方に少年をしばらくの間預け、少年に仕事や通学をさせながら、寝食をともにしての生活指導をしていただく制度である。補導委託が行われる理由は様々で、一般的には、家族関係に問題があったり、不良仲間との関係を断ち切れないことが主な背景事情となって非行に陥っている少年を、これまでの生活環境から一時引き離した上で、家庭の温もりを経験させたり、人間関係を見つめ直させたりしながら、態度や行動に変化が生じるかを見極めるために行われることが多い。民間ボランティアの方を「補導委託先」と呼び、建築関係、農業、飲食店経営者などの個人のほか、自立援助ホームといった児童福祉施設や更生保護施設などにも協力してもらっている。

以上のとおり、家庭裁判所は、少年の再非行防止を目的とした保護的措置

を行っているが、主に、保護処分等に至らない少年に対して、保護的措置に実効性を持たせるための改善と工夫を続けている。中でも最近では体験型の保護的措置の重要性が指摘されている。保護的措置の実践について、総論的に紹介したが、今後も、少年の問題に応じて、適切と思われる措置を行い、少年の健全育成及び再非行防止に努めて行きたい。

【概要説明に対する質疑応答】

- 「万引き被害を考える講習」について、複数の少年を対象として集団で講習を実施する場合に、少年のプライバシーは守られるのか。また、講習の場で新たな少年と知り合いになり、それが悪影響を及ぼすことはないか。
- 「万引き被害を考える講習」に先立ち、個別に少年と面接をして各自の問題点を整理し、講習でどのような点を学んでほしいか、動機付けをして参加させている。プライバシーについて、交通講習と同じく集団講習の場合は名前で呼ばないし、共犯の少年とは一緒にしないようにしている。講習には保護者も必ず参加しているので、他の少年と親しくなる機会や、携帯電話のメールアドレスを交換する時間はないと考えている。
- 万引きをする少年の年齢は何歳位の子が多いのか。
- 家庭裁判所は14歳から20歳未満の少年を対象としているが、中学生から高校1年生までが一番多い。最初に万引きをした年齢で見ると、初発型の初めて万引きをした少年と、中には小学生当時から万引きをしている少年もいる。「万引き被害を考える講習」等の集団で指導する場に参加させる少年は、「不処分」あるいは「審判不開始」で終わるのであろう少年、言い換えれば、保護者も少年と共に勉強をして家庭での指導が期待でき、本人も集団指導に参加して講習を受けさせれば立ち直るのであろう少年を対象としており、小さいときから問題行動のある非行を繰り返している少年は対象としていない。
- 最近の少年事件のマスコミ報道を見ると殺人等の凶悪な事件が多いが、そのような事件を起こす少年は突発的にするのか、それとも万引き等の非行歴のある少年が多いのか。非行歴のある少年の場合、そのときに必要な教育指導を行っていても、なお、凶悪な事件を起こすのであろうか。
- 家庭裁判所に、殺人等の凶悪事件が係属することは極めて少ない。事件を起こしたときには大々的に報道されて記憶に残るので、多く感じるのかもしれない。事例が少なく、一般的な傾向までは言えない。ただ、経験的に言えば種々の負因を抱えている少年が多かったと言える。当然保護的措置の対象外である。現実には家庭裁判所の少年事件で見ると、7割から8割は、おもしろ半分で作ってしまったといった少年が多い。そのような少年に、なお一層自覚を促すために有効な保護的措置はないか、どのような体験的活動が有効なのかという点に、家庭裁判所は力を入れている。

イ 意見交換

- 本日のテーマである「少年事件における保護的措置」について、どのような御意見でもよいのでお伺いしたい。

- マスコミ報道される少年事件は別にして、先ほどの説明で聞いた少年事件の事件数が、軽微な事件を含んでいるにしても意外に多いことに正直驚いている。
- 私も少年事件の事件数を知って、その多さに驚いている。マスコミ報道されるセンセーショナルな少年事件については長く記憶しているが、報道されることのない万引きなどの多さが、持っているイメージとかけ離れていた。家庭裁判所の目的は非行を起こした少年を立ち直させる、突き詰めると非行の再発を防止することと認識した。同時に、多くの少年に効果的な保護的措置をすることの大変さを理解した。マスコミ側とすると、センセーショナルな少年事件は積極的に報道するが、それ以外の少年事件は報道の対象としづらい。その点の反省もあって、保護的措置の効果が顕著に見られる更生例、それも結果の良い例であれば、発信することができるかもしれない。少年のプライバシー保護との関連で難しい面はあるが、マスコミとして関与できる部分はあると思う。
- 非行の程度がそれほど進んでいない少年については、先ほど説明した保護的措置で対応している。非行の程度が進んでいる少年について、試験観察に付した場合であれば最長で半年程度、家庭裁判所調査官が少年に助言や指導を行った後に、何らかの処分を行うことになる。家庭裁判所は、少年事件についての決定機関であるため、長期に渡り少年を見ることはできない。一番長く少年を見ることのできる制度が試験観察で、試験観察中に生活の乱れていた少年の態度が、みるみる改善するケースはいくらかもある。報道するとなると、少年に施した処置と少年の改善度についての効果検証に関する質問も出てくるであろうが、家庭裁判所も効果検証のあり方を検討している。
- 少年の更生例について、他庁で経験した事例だが、知的障害者の施設に女子少年を住み込みの身柄付き補導委託をした。当初は、少年が落ち着かなくて施設の方との人間関係がうまく行かなかったが、施設利用者に接している施設の方の姿に心を打たれるものがあり、まず、施設の方との関係が回復して施設利用者への取り組みも本気になってきた。自分が必要とされる、自分の存在感を確認できたことがプライドを回復するきっかけとなった。もともと能力の高い少年であったが、将来、福祉関係の仕事に就きたいとの目標ができて、福祉関係の専門学校への入学をめざした。少年は、施設の方の応援もあって、無事入学した例がある。このケースなどは社会資源を活用して、施設の方と家庭裁判所がうまく連携して、少年が更生に向かっていった好例である。中には少年が補導委託先を退去してしまい、うまく行かなかったケースもある。少年が更生する可能性がある限り、家庭裁判所としては施設の理解、協力を得て補導委託を続ける必要があると考えている。
- 感動的な例を聞かせていただいた。家庭裁判所は少年の更生についてこれだけ立派な仕事しているのに、謙虚な姿勢というか、取材する側からす

るとそのような更生例は披瀝する価値はある。非行の更生、矯正というのは家庭裁判所の中に留まらず、一般家庭でも通用することである。少年事件の件数が何件だったというのは、ニュースにはなるがそれだけで終わり興味は引かない。その中で、更生に纏わる感動的なストーリーも何件かはあるのだから、情報発信の価値はあると思う。

- 高松家庭裁判所の場合、身柄付き補導委託が適当ではないかと考えられるケースは年間何件位か。また、補導委託先の確保は十分なのか。
- 統計的に年間3件程度である。補導委託先は17か所確保しているが、よく利用するのは4、5か所である。また、補導委託先を四国の家庭裁判所が共同利用しているために、利用したいときに他の家庭裁判所の少年が預けられていて、利用できない場合もある。また、補導委託先の職種が限られているため、各家庭裁判所において、一層の委託先の開拓や委託主の理解を進める必要があると考えている。
- 家庭裁判所は、保護的措置を充実させたいと考えている。その延長として、補導委託先の職種の拡大や新たな委託先の開拓があるが、委員の方々の視点で、開拓可能な委託先や事業主、開拓における新たな発想があれば、御意見をいただきたい。
- 非行を起こした少年を雇用した人の話であるが、半年くらいで出勤しなくなったり辞めてしまったり、長続きしない少年が多いとか、職場がいわゆる客商売の場合、少年の友人が職場に出入りするようになって、雇い主が少年に注意しないと分からないなど、社会人としての基本を知らないと聞いている。
- 学校を退学して働きたいという少年は多いが、就きたい職業や職種を尋ねると答えられない。勉強が嫌で、それから逃避するための口実になっているのかと思ったりする。
- 多くの委員から万引きが多いとの意見があった。成人を含めてであるが、高松で特徴的なのは、交通事故と万引きが非常に多い。成人の万引きの場合、主婦層や年金生活者が多いが、お金がなくて、生活に困って万引きをするケースもあるが、不思議なのはお金は持っているのに、始末したいとの気持ちなのかどうかよく分からないが、万引きをするケースが多い。大人の世界がそんな状態だから、子どもに対して示しが付かないのではないかと感じている。
- 大学生の学習ボランティアによる学習支援は、具体的には何人位で、どのような形で実施しているのか。
- 昨年度は、学生ボランティアの募集をして7名の学生の応募があった。中学生の試験観察になっている少年を対象として、学生ボランティアには毎週家庭裁判所に来てもらって、家庭裁判所調査官の指導の後、学生ボランティアによる学習支援を1時間位実施している。多くの少年が中学校の集団授業について行けていないことから、事前に保護者や学校の先生からのあたりから授業について行けなくなったかを聞いて、その部分を中心

に家庭教師のようなスタイルで実施して、少年の達成感を高めるようにしている。昨年募集した7名の内5名は今年4年生になって、就職活動等で忙しくなるから、今年度も学生ボランティアの募集をして、10名程度は確保したいと考えている。学生に教えているのは少年の氏名程度で、当然のことながら少年の犯した非行の内容は教えていないが、何ら支障なく学習支援が実施されている。また、学生ボランティアは同時に複数の少年を教えており、万が一の事態に備えている。

- 先ほど、高松家庭裁判所の設備を見学させてもらったが、1号面接室、2号面接室など設備が充実しており、少年にとっては学びやすい環境が整っていると感じた。
- 当庁は平成16年に完成した庁舎で、全国的にも設備が充実しており、その点では恵まれている。
- 今日の話題になっている保護的措置の対象となる少年は、事案としては非行の程度がそれほど進んでいない。先ほど話題にあった、小学生低学年から万引きを繰り返して万引き常習犯と言える、非行の程度が非常に進んでいる少年も中にはいて、保護的措置の対象にすることは到底無理で、少年院送致等の処分が下されて矯正機関に任せることになる。もっとも少年事件の大半は非行の入口段階にある。少年事件は一面から見て分かる程単純ではなく、もっと多面的に見る必要があるが、それでも非行の原因が一つ、二つでも分かると、例えば、中学生で授業について行けないことが非行の原因の一つなら、学習支援が有効な保護的措置と分かる。中学を卒業した後高校に進学しない、あるいは高校に入っても退学した少年は、仕事の有無が非行原因の大きな一つとなる。無為にフラフラしていると良くない。就労支援をしているがなかなか難しい。厳しい不況が続く中で中学卒業レベルの学力で就労するのは、現実には困難と思われる。その辺を充実させるためのヒントをいただけるとありがたい。
- 家庭裁判所は、県庁や市役所とタイアップして就労先の開拓を行っているのか。
- 厚生労働省等が所管のサポートステーションやハローワーク等の公的機関と連携をし、家庭裁判所が動機付けをして、カウンセリングや職業紹介をしてもらうシステムを県内では構築した。さらに、香川県調理師斡旋協会のように、高学歴でなくても就職のしやすい組織とも連携しているが、さらに協力先を増やしていく必要がある。
- 先ほど、身柄付き補導委託が適当ではないかと考えられるケースは年間3件程度とお答えしたが、実際には各家庭裁判所調査官が担当している少年で、家庭に居場所がなくて自信を回復させたいと考えている少年はもっと多い。ただ、補導委託を引き受けてくれた補導受託者には、色々な御苦勞をお願いすることになる。かつては補導受託者は相当数いたが、代替わりすると形式的には補導委託を引き続けてはくれるが、現実にお願ひするとなかなかお引き受けいただけないのが実情である。今の少年は自信を無

くしたり自尊心の無い子が非常に多い。例えば、乳幼児を扱っている施設で乳幼児を介護すると、男子、女子少年を問わず全身を委ねている乳幼児に接して、自分が必要とされていることで自信や自尊心を回復するきっかけとなる。そのような補導委託先を開拓するために経営者の方に話をしても、家庭裁判所で係属している少年を使っている、もし何かあったら大事になると断られてしまう。その理由ももっともなことではある。これはお願いになるが、委員の方々は色々なネットワークをお持ちであろうから、家庭裁判所の補導委託の趣旨を御理解いただいて、協力いただける施設に心当たりがあれば一報いただきたい。

- 現実にお引き受けいただけるかどうかは別にして、何かヒントでもいただけたら補導委託先開拓の間口が広がるので、ぜひお願いしたい。
- 子どもに関わる児童福祉施設、例えば保育所や乳児園で赤ちゃんを抱くことのできる施設で働くことは、人としての優しさや自信を取り戻すことに効果的な方法であると思う。ただ、受け入れる方の敷居は高い。施設的な現場を考えるのであれば今は介護、老人福祉施設の開拓が現実的で、紹介できる施設はある。
- 当庁でも老人福祉施設に少年と保護者を行かせているが、さらに同様の委託先を開拓して充実させて行きたい。
- 補導委託のあり方として、実際は乳幼児の世話をさせることが一番効果的である。乳児園で毎朝子どもの体温を測るときに、子どもを後ろ向きにして膝の上に座らせる。子どもは全てを委ねる姿勢になっており、このスキンシップで人として頼りにされている、人に必要とされていると感じて、自信の回復につながる。ただ、現実には、受け入れ先が利用者の感情に配慮するあまり、大事をとって消極的になる。
- 現在、県内で保育園は3か所、協力していただいている。
- 次に、保護者に対する措置について意見をいただきたい。
- 問題行動を起こす少年の家庭は、親子の会話が少ないように思う。
- 社会の変化によるものか、これまで常識とされたことが通じない保護者が増えてきているように思う。例えば、母親が子どもを小児科に連れてきて、いざ支払になると、今日はお金を持っていないという。それなのに、帰りにスーパーで食料品を買って帰る。私の考えが古いのかもしれないし、そのような人は一部の保護者かもしれないが、かつてはいなかったタイプの人だ。初歩的な質問だが、今日の会の中で「女子少年」との言葉が使われたが、家庭裁判所は「少女」とは言わないのか。
- 少年法の中で、少年とは、20歳に満たない者をいい、成人とは、満20歳以上の者をいうとあり、性別について使い分けをしていないので、男子少年、女子少年と呼んでいる。
- 刑事裁判の裁判員裁判では、分かりやすい言葉を使っている。裁判員裁判に限らず、聞いて違和感のある言葉や難解な言葉は、分かりやすい言葉に代えていく必要があるので、指摘していただけるとありがたい。

○ 専門用語や法律用語であるから、分かりにくい言葉があるのはやむを得ない事かもしれないが、今日の会であれば、「保護的措置」や「社会資源の開拓」が聞いていて違和感を感じた。報道の中で、新聞は別にして放送に特化して言えば、分かりやすい言葉で丁寧に説明することが今の姿勢である。つまり、話し言葉を中心にして分かりやすさを心掛けている。裁判所の中で使われている専門用語は、一般の人には理解してもらえないだろう。「保護的措置」よりは「教育的措置」の方が理解しやすい。「社会資源の開拓」は、個々の言葉は分かるものの、全体としてのイメージが湧かない。ある程度社会で流通している言葉に言い換える方が、一般の人には馴染みやすいだろう。特に、家庭裁判所は広く国民の利用する裁判所であるから、地方裁判所よりもその点の工夫が必要だと思う。

○ 先ほど紹介したが、高松で特徴的なのは、交通事故と万引きが非常に多いことである。突発的な凶悪事件は別にして、都会と比べると香川県は平和な地域と言える。説明があったように、大部分の少年の非行は一過性で、早い段階で非行の芽を摘んでおけば立ち直って行く子が多いと思う。今日、少年事件における高松家庭裁判所の取り組みを聞いて、香川県の場合は将来に希望が持てると感じた。

■ 補導委託先の開拓など、多数の貴重な意見をいただいた。
外に意見はありませんか。

○ (意見なし)

■ 以上で、本日の意見交換会を終了する。長時間どうもご苦労様でした。

(5) 次回期日のテーマ

次回委員会における意見交換テーマは、「人事訴訟事件について」とした。

(6) 次回期日

平成22年12月9日(木)午後1時30分から開催することとした。